

重要事項説明書

指定短期入所生活介護

南港咲洲特別養護老人ホーム

当施設は介護保険の指定を受けています。
(大阪府指定 第2775900612号)

当施設はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

経営理念

私たちは介護サービスを通じて、お客様(施設の利用者及びその家族)並びに福祉関係者に安心を提供し、以って老人福祉に寄与すると共に、社会に貢献します

運営方針

私たちは、経営理念実現のために、
人柄の向上に向けて不断の努力を行い、
質の高い老人介護サービスを行います

行動指針

私たちは、次のことを実践します。

- 一 私たちは、明るく笑顔で挨拶します
- 一 私たちは、真剣に親孝行を実践します
- 一 私たちは、他人(ひと)に役立つ充実感を体得します

◆◆目次◆◆

1	事業者	1	8	守秘義務及び個人情報	8
2	施設の概要	1	9	情報開示	8
3	居室の概要	1	10	苦情処理	8
4	職員の概要	2	11	個人情報の利用目的	10
5	施設が提供するサービスと利用料金	3	12	夜間休日緊急対応連絡体制	12
6	契約の終了と退所	7	13	重要事項説明書付属文書	15
7	高齢者虐待防止	8			

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 遺徳会
(2) 法人所在地 大阪府高石市取石5丁目8番15号
(3) 電話番号 072-275-1031
(4) 代表者氏名 理事長 嶋田 祐史
(5) 設立年月 昭和57年3月15日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成14年4月1日指定
大阪府指定 第2775900612号
(当施設は南港咲洲特別養護老人ホームに併設されています。)
- (2) 施設の目的 短期入所生活介護は家庭に於いてご老人を介護している家族等が、
病気や諸事情等の理由により、家族に於いて介護することが困難に
なった時、家族に代わって一時的に介護する施設です。
- (3) 施設の名称 南港咲洲特別養護老人ホーム短期入所生活介護
- (4) 施設の所在地 大阪市住之江区南港中2丁目1番35号
- (5) 電話番号 06-4703-1700
- (6) 施設長(管理者) 嶋田 祐史
- (7) 施設の運営方針 健全な環境づくりに努め、利用者の人間性を尊重し、明るく楽しい健康
的な施設にし、より快適に暮らしやすく安心して生活できる施設となる
よう日々研鑽する。
- (8) 開設年月日 平成14年4月1日
- (9) 利用定員 30人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	10室	標準型15㎡/人(他に18㎡型もあり)
4人部屋	5室	12㎡/人
合計	15室	
食堂	1室	約128㎡ 約3㎡/人
機能訓練室	1室	平行棒・ホットパック、上肢プーリー
浴室	3室	36㎡/室 一般浴槽・特殊浴槽
診療室	2室	99㎡(歯科診療室、X線室を含む)

1. 厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護施設に義務付けられている施設・設備です。
2. 居室以外の施設は指定介護老人福祉施設と共用です。
3. ご利用者申込者の心身の状況や居室の空き状況により希望に添えない場合もあります。

(2) 居室の変更

ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の概要

(1) 職種別職員

ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供するため、介護保険法の指定基準に沿い職員を配置しています。

職 種	職員数 法定基準数	常勤換算数	備 考
1. 施設長	1名	1名	当法人では施設長を「所長」といいます ・施設の業務を統括する。 ・所長に事故があるときは理事長が定めた職員が所長の職務を代行する
2. 介護職員	52.6名	57名	介護福祉士 41名 ・利用者の日常業務の介護・相談 及び 援助の業務
3. 看護職員	4名	10名	利用者の看護・保健衛生の業務
4. 機能訓練指導員	2名	2名	鍼師、柔道整復師の有資格者 ・利用者の機能回復・機能維持に必要な ・訓練及び指導
5. 介護支援専門員	2名	3名	・利用者の介護支援
6. 生活相談員	2名	3名	・利用者の入退所・生活相談及び援助 の企画立案・実施に関する業務
7. 医 師	必要数	0.5名	・利用者の診療及び保健衛生管理指導業務
8. 栄養士	1名	1名	管理栄養士 1名 ・給食管理・利用者の栄養指導に従事

1. 介護保険法指定基準の職員数は利用者定員 170 名（含む短期入所生活介護 30 名）に対してのものです。
2. 常勤換算職員数はそれぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週 40 時間）で除した数です。
3. 備考欄は法定資格とその資格を所持している職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）を表示しています。

(2) 職員勤務体制

職 種	勤 務 時 間	勤 務 人 員
1. 医 師	9:00~19:30	0.5名
2. 介護職員	日勤（早出） 7:30~16:00	日勤約 16~20名 夜勤 7名
	同（遅出） 10:10~18:40	
	夜 勤 17:00~翌日 10:00	
3. 看護職員	日勤（早出） 7:30~16:00	日勤約 2~4名
	同（通常） 9:00~17:30	

1. 医師の診察は月・火・水・木・土です。時間は日によって異なる場合があります。
2. 勤務人員は標準人員で、日によって若干の増減があります。
3. 火・木・金は歯科診療をしています。

5. 施設が提供するサービスと利用料金

入所は、原則として要介護認定の結果、「経過的要介護」、「要介護」と認定された方が対象となります。

提供するサービスには次の2種類があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付又は補足（以下単に「給付」という。）されるサービス
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただくサービス

(1) 介護保険の給付及び補足給付対象となるサービス（契約書第4条）

①短期入所生活サービス（通常は利用者負担1割・介護保険給付9割）

イ) サービスの内容

i) 利用者全員に提供するサービス

サービスの種類	サービス内容
入浴介助	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 入浴又は清拭を週2回行います。 ◇ 入浴は、要介護度の違いにより一般浴と特別浴の2種類があり、ご利用者の状況に応じた入浴ができます。 ◇ 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴できます。
排泄介助	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
食事介助	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 3度の食事は、可能な限り食堂でとるように介護職員がサポートします。 ◇ 食事時間 朝食 7:40～8:40 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 ◇ 身体的、精神的理由により居室配膳の場合もあります。
生活自立支援援助	<ul style="list-style-type: none"> ◇ できる限り離床、朝夕の着替え及び整容を行うよう配慮します。 ◇ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な静養が行われるよう援助します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 医師と看護職員が、健康管理及び医療を行います。
サービス提供体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 施設に必要な数の介護福祉士を配置し、ご利用者様に安心を提供致します。
機能訓練指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 機能訓練指導員の指導により、ご利用者の身体等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練をします。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 夜勤時間帯（17時～翌朝10時まで）における夕食・朝食時にも、職員を手厚く配置しています。
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から当該交付金を円滑に介護報酬に移行することを目的とし平成30年3月31日まで加算されます。
入退所時の送迎	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 住之江区、大正区、西成区、港区地域の送迎を行います。

ii) 利用者の申出により提供するサービス

サービスの種類	サービスの内容
療養食	利用者の年齢、病状に対応した治療食（糖尿病食等）を提供します。
個別機能 訓練加算	利用者の住まいを訪問して個別の機能訓練計画を作成した上で、 機能訓練指導員が、ADL・IADLの維持・向上を目的として実施する 個別の機能訓練。

iii) 若年性認知症入所者受入加算について

若年性認知症個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じた提供を行った場合には、1日につき120単位を加算します。

ロ) 短期入所生活介護サービスの利用料金

介護度	個 室			多 床 室		
	単 位	1 日	1 週間	単 位	1 日	1 週間
1	643	700 円	4,894 円	712	775 円	5,421 円
2	712	775 円	5,421 円	781	850 円	5,948 円
3	782	851 円	5,956 円	851	926 円	6,483 円
4	851	926 円	6,483 円	920	1,001 円	7,010 円
5	918	999 円	6,994 円	988	1,075 円	7,522 円
送迎費	施設所有の福祉車両による送迎費：片道184単位					
<p>1. 上記単位数には、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ18単位、機能訓練体制加算12単位、夜勤職員配置加算13単位、介護職員処遇改善加算（Ⅱ）総単位数の1000分の33相当の単位数、の5要素が加算されています。</p> <p>2. 前項イ)のii)に規定するサービスは、利用者の申出により提供します。</p> <p>3. サービス利用料金は、介護保険法の改正・介護給付費に変更がある場合自動的に変更します。</p>						

ハ) 要介護認定を受けていない場合のご利用について

サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

②特定入所者介護サービス（食費及び滞在費の補足給付サービス）

食費及び滞在費はご利用者の負担となりますが、所得によってご利用者の負担限度額が決まります。具体的には、市町村発行の介護保険負担限度額認定証（以下「認定証」という）にご利用者の負担額が記載されています。一定以上の所得がある場合はこのサービスを受けられないことがあります。なお、認定証をお持ちの方は利用前にご提示ください。

イ) サービスの内容

i) 食事

管理栄養士が、ご利用者の健康状態、栄養及び嗜好を配慮した1か月毎の献立表を作成、調理師資格を持つ調理員によって、バランスのとれた料理を提供します。

ii) 居室

整理・整頓・清掃・清潔に心がけ、良好な衛生環境が維持された居室を提供します。また、居室に付帯する食堂、トイレ、空調設備等を含めて住みよい住環境の中で生活をしていただきます。

ロ) 食費・滞在費サービス料金

利用者負担 段 階	食 費 (A)	滞 在 費 (B)		食費+滞在費 (A+B)	
		個 室	多床室	個 室	多床室
第1段階	300円	320円	0円	620円	300円
	2,100円	2,240円	0円	4,340円	2,100円
第2段階	390円	420円	370円	810円	760円
	2,730円	2,940円	2,590円	5,670円	5,320円
第3段階	650円	820円	370円	1,470円	1,020円
	4,550円	5,740円	2,590円	10,290円	7,140円
上記3段階の 対象外	1,380円	1,150円	370円	2,530円	1,750円
	9,660円	8,050円	2,590円	17,710円	12,250円
料金の上段は日額、下段は1週間（7日間）入所の金額					
食事の提供に要する費用（朝食 259円 昼食 550円 夕食 571円）					

(2)介護保険給付対象外となるサービス（契約書第5条）

全額ご利用者の負担となるサービスには次のものがあります。

イ) 特別サービスとその料金

サービスの種類	サービスの内容	利用料金
特別な食事	ご希望に応じて特別な食事を提供します。	実費+消費税
居室（個室）	3種類の個室（15㎡型、18㎡型いずれもベッド・家具・洗面台付）を提供します。但し、一部の個室には洗面台のないところもあります。	特別居室料 1,000円/日 (消費税込み)

ロ) その他のサービスとその利用料金

サービスの種類	サービスの内容	利用料金
レク・クラブ活動費	○レクリエーション行事（四季折々にふさわしい催し） 誕生日、正月、雛祭、端午の節句、七夕、敬老の日、クリスマス、その他	無料
	書道、フラワーアレンジメント、喫茶クラブ カラオケ、ちぎり絵、学習 ※リハビリ体操	50円/回 注) ※印は無料
理美容費	○月2回、専門業者の出張サービスが行われます。 カット1,500円◇顔剃り500円◇毛染め3,500円◇パーマ3,500円	
複写物交付費	○ご利用者の必要な書類のコピーサービス	10円/枚
電器製品使用料	○テレビ、電気毛布等の電器製品	10円/日・品 (消費税込み)
その他日常生活品	○必要な日常生活品の購入等で費用が発生した場合は、ご利用者に負担いただきます。	購入品実費

(3) 利用料金の支払方法（契約書第8条）

前各項の料金は、サービス終了時に利用期間分の合計金額をお支払いください。

(4) 利用中止、変更、追加等（契約書第9条）

①中止、変更、追加の申し出

利用予定期間の前にご利用者の都合により短期入所生活介護サービスの利用を中止、又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合はサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

②取消料

前日に申し出がなく、利用予定当日になって利用の中止を申し出された場合、取消料として利用予定当日の利用料金の10%（自己負担相当額）食費及び滞在費のうちの材料費相当分をお支払いいただきます。但し、ご利用予定者の体調不良等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

③変更、追加

サービス利用の変更又は追加の申し出に対して、施設の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。

④中止

サービス利用期間中でも、利用を中止できます。この場合、既の実施されたサービスに係わる利用料金はお支払いいただきます。

⑤ 施設は、上記に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う2ヵ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

6. 契約の終了と退所

契約期間は6ヶ月とし、終了の申し出がなければ自動的に6ヶ月延長することが出来ます。(契約書第2条)なお、以下のような事由が発生した場合、契約は終了となります。

(1) 契約終了による退所 (契約書第19条)

次のような事由が発生した場合は契約が終了し、ご利用者に退所していただきます。

1. 要介護認定からご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
2. 事業者が解散、破産又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
3. 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
4. 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
5. ご利用者から退所の申し出があった場合
6. 事業者から退所の申し出を行った場合

(2) ご利用者の申出による契約の解約による退所

①次の事由が発生した場合にはご利用者から契約を解約することができます。この場合、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。(契約書第20条、21条)

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物又は信用等を傷つけ、もしくは著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
4. 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

②次の事由による場合は、ただちに契約を解約することができます。(第20条第2項)

1. ご利用者が運営規定の変更に同意できない場合
2. ご利用者が利用料金の変更に同意できない場合
3. ご利用者が入院した場合

(3) 事業者の申し出による契約の解約による退所 (契約書第22条)

次の事由が発生した場合には事業者から契約を解約することができます。

1. ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等を重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
2. ご利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
3. ご利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命、身体、財物または信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. 高齢者虐待防止（契約書第26条）

事業者はご利用者等の人権擁護並びに虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上を図り、虐待の未然防止に努めます。
- (2) 個別支援計画を作成して適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者の悩みや苦勞の相談体制を整え、従業者がご利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

8. 守秘義務及び個人情報の第三者提供（契約書第13条）

(1) 守秘義務

事業者及びサービス従業者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の情報を第三者に漏洩することはありません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の第三者提供

ご利用者の生命、身体及び財産の保護に必要な場合、ご利用者の健康等に関する個人情報に関係行政機関、医療施設又は介護施設に提供します。(資料 P11～12)

ご利用者は事業者がこれら第三者へ情報提供することをご同意願います。

9. 情報開示（契約書第24条）

ご利用者の処遇日誌等ご利用者の介護に関する情報を提供します。ご利用者又は代理人の請求に応じて処遇日誌、カルテ等利用者の介護及び看護に関する情報を開示します。開示希望される場合、直接職員にお申し付けください。相談及び閲覧は無料、複写物交付の場合は、10円/枚になります。

10. 苦情処理（契約書第25条）

(1) 苦情受付と処理

苦情やご相談は専用窓口で面談、電話、書面などで受け付けます。また、施設内各階に苦情相談箱を設置しているのでご利用ください。

苦情解決の体制は次のとおりです。

苦情解決責任者	嶋田 祐史 (所長)
苦情受付担当者	蟹谷 法子
第三者委員	杉谷 淑子

(2) 行政機関等の苦情受付窓口

事業者	社会福祉法人遺徳会 南港咲洲特別養護老人ホーム 相談・苦情受付係
	所在地 大阪市住之江区南港中2丁目1番35号 電話番号 06-4703-1700 FAX 06-4703-1800 受付時間 午前9:00～午後5:30
大阪市福祉局	大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課
	所在地 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 電話番号 06-6241-6310 FAX 06-6241-6608 受付時間 午前9:00～午後5:30 (土曜・日曜・祝日を除く)
住之江区	住之江区保健福祉センター 地域保健福祉課 介護保険係
	所在地 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号 電話番号 06-6682-9859 FAX 06-6686-2040 受付時間 午前9:00～午後5:30 (土曜・日曜・祝日を除く)

港区	港区保健福祉センター 地域保健福祉課 介護保険係
	所在地 大阪市港区市岡1-15-25 電話番号 06-6576-9859 FAX 06-6572-9514 受付時間 午前9:00～午後5:30 (土曜・日曜・祝日を除く)

大正区	大正区保健福祉センター 地域保健福祉課 介護保険係
	所在地 大阪市大正区千島2-7-95 電話番号 06-4394-9859 FAX 06-6553-1986 受付時間 午前9:00～午後5:30 (土曜・日曜・祝日を除く)

西成区	西成区保健福祉センター 地域保健福祉課 介護保険係
	所在地 大阪市西成区岸里1-5-20 電話番号 06-6659-9859 FAX 06-6659-9468 受付時間 午前9:00～午後5:30 (土曜・日曜・祝日を除く)

公的団体	大阪府国民健康保険団体連合会介護保険
	所在地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号(中央大通りFNビル内) 電話番号 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 受付時間 午前9:00～午後5:00 (土曜・日曜・祝日を除く)

以上

個人情報 の 利用 目的

1. 個人情報に関する書類

利用者関係
1. 大阪市指定介護老人福祉施設入所申込書兼台帳
2. 南港咲洲特別養護老人ホーム入所申込書
3. ショートステイご利用者の情報提供書
4. カルテ、血液検査報告書及び処方箋並びに看護要約
5. 施設サービス計画書第1表～7表
6. 栄養ケアマネジメント
7. 理学療法実施カルテ
8. リハビリテーション評価報告書
9. 認定調査票一式(含む主治医の意見書)
10. 食事箋(特別食)
11. 利用契約書
12. 介護給付費請求書、同明細書
13. 診療報酬請求書
14. 介護報酬請求書
15. 在所者一覧
16. 介護日誌及び看護日誌
17. ケース記録
18. フェイスシート
19. ケアチェック表
20. 健康診断個人票
21. X線写真フィルム
22. 各種被保険者証及び各種年金証書
23. 生活保護法医療券及び介護券
24. 介護保険負担限度額認定証
25. 面会票及び外出・外泊許可願い
26. その他今後発生するご利用者の情報でご利用者又はご家族の同意を得た情報

2. 利用目的

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 介護福祉施設内部での利用目的
 - ① 当施設が利用者等に提供する介護・医療サービス
 - ② 介護・医療保険事務
 - ③ 介護サービスの利用にかかる当施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・ 利用者の安全確保
 - ・ 会計、経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 利用者の介護・医療サービスの向上
 - ・ 居室入口、ベッド等の氏名掲示並びに面会者からの居室の問合せ
 - ・ その他利用者に係わる管理運営業務
2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的
 - ① 当施設が利用者等に提供する介護・医療サービス
 - ・ 他の施設、病院、診療所、薬局、居宅介護支援事業所及び他の介護サービス事業者等との連携並びに照会への回答
 - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・ 家族等への心身の状況説明
 - ・ その他の業務委託
 - ② 介護・医療保険事務
 - ・ 保険事務の委託(一部委託含む)
 - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に基づいて行う届出、報告等

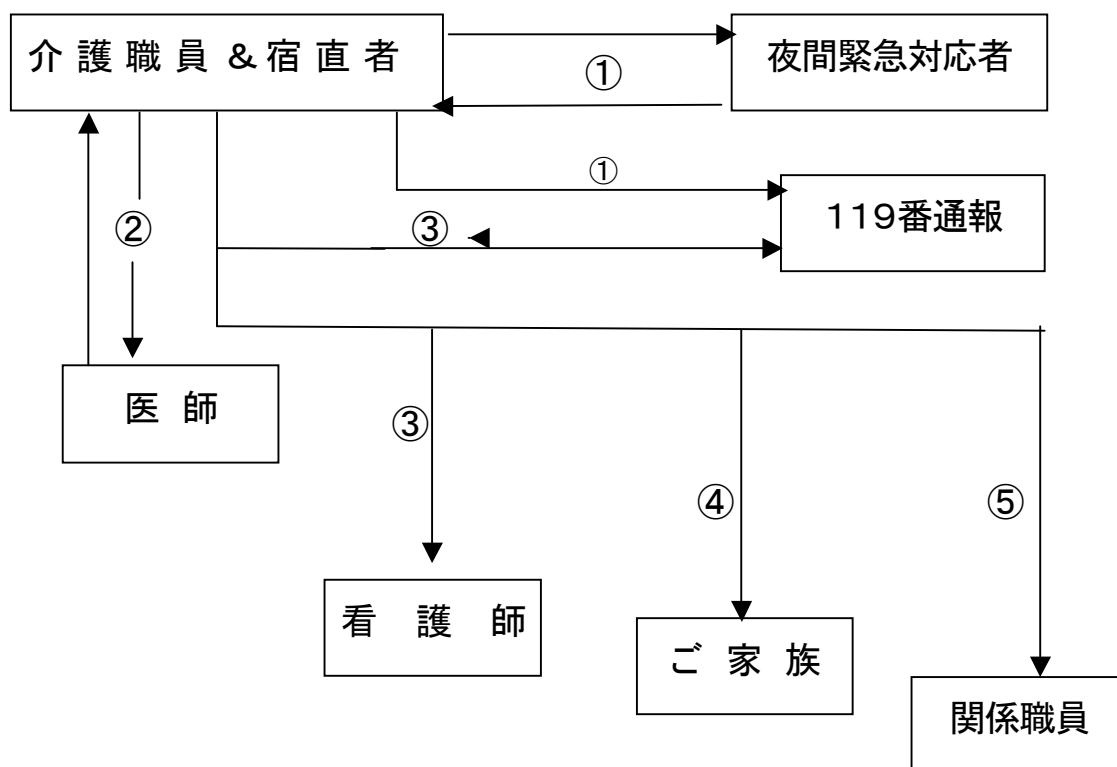
【上記以外の利用目的】

1. 当施設内部での利用に係る利用目的
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・ 当施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・ 当施設において行われる事例研究
2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - 外部監査機関への情報提供

以上

利用者の健康管理に関する

夜間休日緊急対応連絡体制



1. 通常のケース

- 1) 夜間緊急担当者に指示を仰ぐ。①
- 2) 医師の指示を仰ぎ、指示を受ける。②
医師不在の場合は看護師と相談し、対応を決める。③
- 3) 前項の結果、次のいずれかの対応を行う。
 - 1 救急車要請 続いて③、④、⑤へ連絡
 - 2 看護師出勤 容態の状況によって
④、⑤に連絡、または④のみ連絡
 - 3 介護職員で対応 ①、③へ報告

2. 看取りのケース

- 1-3)の -1か-2を必ず実行

3. 協力医療機関

病院名	大阪みなと中央病院	阪和住吉総合病院	南港病院
所在地	港区築港 1-8-30	住吉区南住吉区 3-2-9	住之江区北加賀屋 2-11-15
電話	06-6572-5721	06-6692-1001	06-6685-8801
診療科目	内科、小児科、外科、 整形外科、形成外科、 皮膚科、泌尿器科、 眼科、耳鼻咽喉科他	内科、外科、整形外科	内科、外科、整形外科、 消化器外科、呼吸器外 科、循環器外科他

協力医療機関(歯科)

医療機関名	森永歯科クリニック
所在地	住之江区浜口西 1-11-1
電話	06-7494-6081
診療科	歯科

4. 利用者がよく利用する医療機関

病院名	所在地	電話	備考
南大阪病院	住之江区東加賀屋	6685-0221	
友愛会病院	住之江区浜口西	6672-3121	
山本第三病院	西成区南津守	6658-6611	

以上

平成 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明者)

南港咲洲特別養護老人ホーム指定短期入所生活介護

職 名

氏 名 印

(利用者)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

住 所

氏 名 印

(代理者)

住 所

氏 名 印 (続柄)

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上7階

(2) 建物の延べ床面積 8261.68㎡

(3) 施設の周辺環境

施設は、南港咲洲のほぼ中央に位置し、東側には南港咲洲中央公園、同野球場、西側はノーカークーンの高層住宅団地に接し、緑豊かな環境の中に立地しています。また、駅前にはスーパー、飲食店などがあり生活にも便利な地域です。

(4) 交通アクセス

車でのご来所は、堺方面より阪神高速4号湾岸線の南港南インターを降りて約5分、大阪方面からは南港北インターを降りて約3分の距離にあります。

電車でのご来所は、ニュートラム南港ポートタウン線ポートタウン東駅下車、南に徒歩5分の場所にあります。

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種（介護老人福祉施設の基準を準用）＞

介護職員…ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名のご利用者に対して1名の介護職員又は看護職員を配置しています。

生活相談員…ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

3名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

介護支援専門員…ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

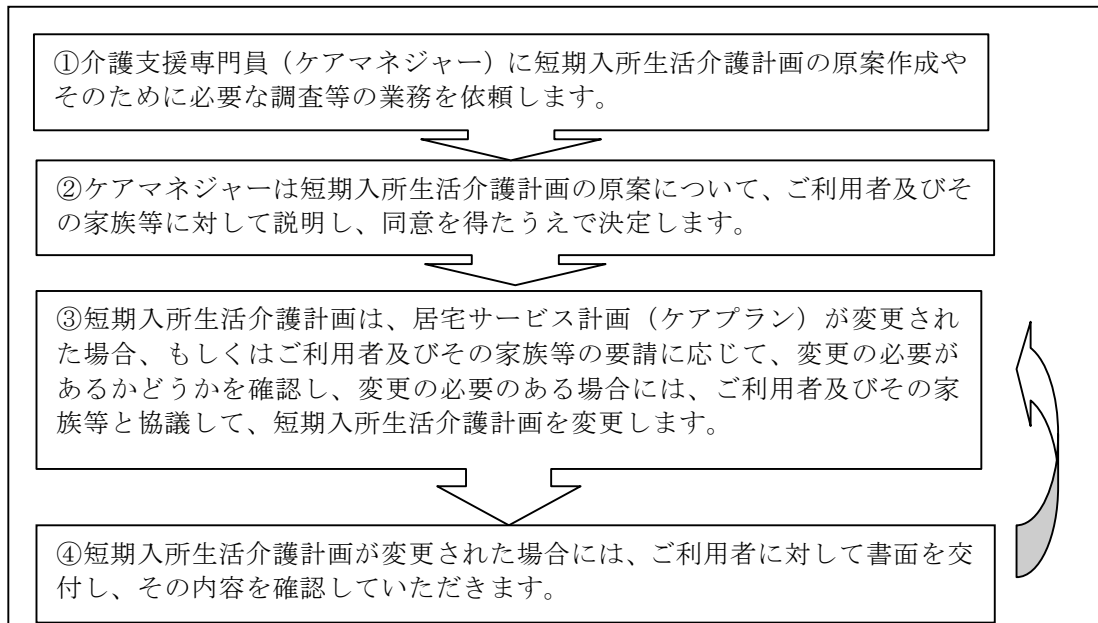
2名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

管理栄養士…献立、栄養価の計算、その他低栄養状態を予防・改善するために、医師、看護職員、介護支援専門員が共同して利用者個人別に最適な栄養ケアを行います。

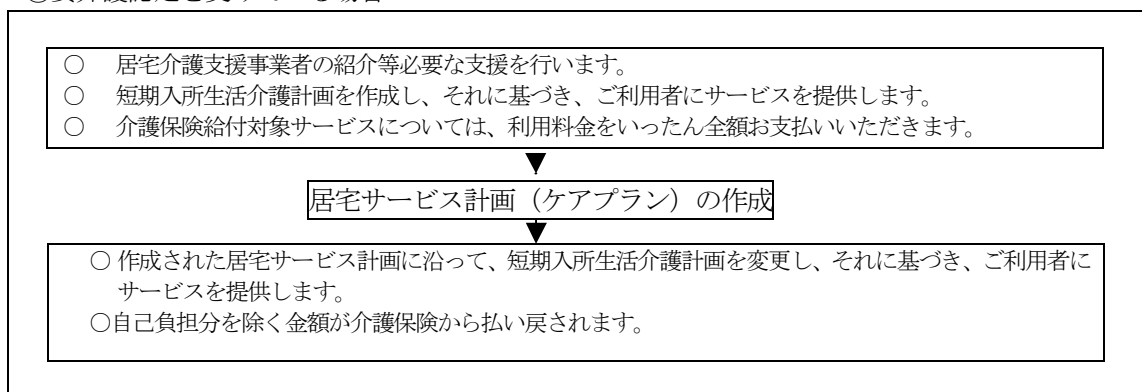
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条）

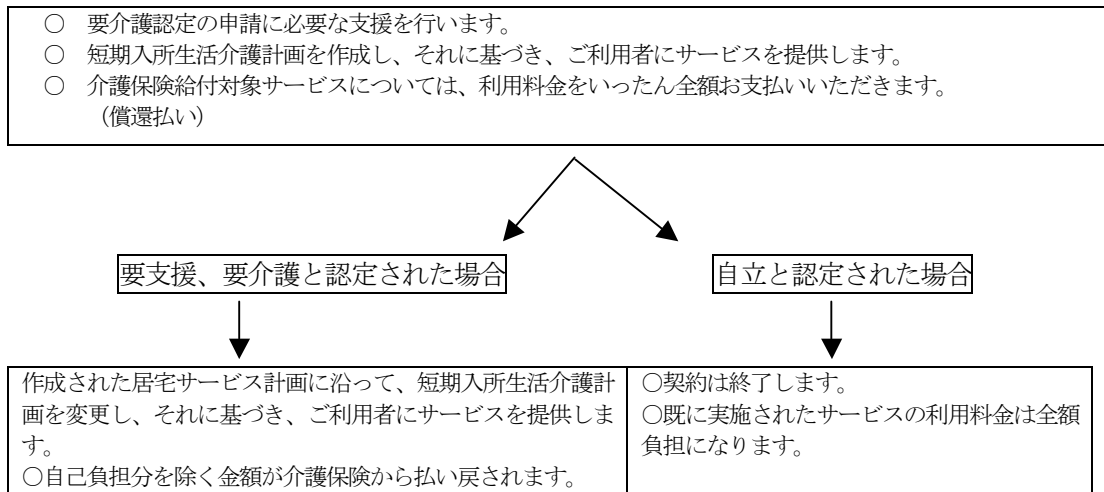


- (2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第13条参照）

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

施設のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を確保するため、次の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、次のものは原則として持ち込むことができません。
ライター（マッチ）、刃物（ハサミ、ナイフ等）

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第14条、第15条）

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- ④当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、次の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、この医療機関での優先的な診療・入院治療を保証し、又は診療・入院治療を義務づけるものではありません。

① 協力医療機関

医療機関名	独立行政法人 地域医療機能推進機構 大阪みなと中央病院	医療法人 錦秀会 阪和住吉総合病院	医療法人 三宝会 南港病院
所在地	大阪市港区築港 1-8-30 06-6572-5721	大阪市住吉区南住吉 3-2-9 06-6692-1001	大阪市住之江区北加賀屋 2-11-15 06-6685-8801
診療科	内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科ほか	内科、外科、整形外科ほか	内科、外科、整形外科、皮膚科ほか

協力医療機関（歯科）

医療機関名	森永歯科クリニック
所在地	大阪市住之江区浜口西 1-11-1 06-7494-6081
診療科	歯科

6. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により、事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族、当該事業に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うと共に必要な措置を講じる。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。

(3) ご利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

7. 損害賠償（契約書16条、第17条）

当施設において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 非常災害対策

非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・消防計画に基づき対応します。 ・火災及び地震の発生時のために、非常災害要員を定め、組織を編成し、任務の遂行にあたります。 		
消防訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・防火教育及び消火、通報、避難訓練を年2回（うち1回は夜間を想定した）実施します。 		
・消火	スプリンクラー設備	消火器	移動式消火設備
・警告	自動火災報知機設備	非常警報設備	
・避難	避難誘導灯	避難階段	
・防火管理者	中川 純也		

以上